

資料 1 - 1

厚生労働省発職雇0115第1号

平成28年1月15日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久

厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 調停に係る手続

障害者である労働者と事業主の間の紛争に関する調停について、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二号）を必要に応じて読み替えて準用すること。

第二 権限委任

雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務の規定の施行に関し、必要があるとき認めるときに事業主に対して助言、指導又は勧告を行う厚生労働大臣の権限を、都道府県労働局長及び公共職業安定所の長に委任するとともに、障害者の雇用の状況その他の事項についての報告を事業主等に命じる等の厚生労働大臣の権限のうち障害者差別禁止及び合理的配慮の提供義務に係るものについて都道府県労働局長に委任すること。

第三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 施行期日

この省令は、平成二十八年四月一日から施行するものとする。